

さっぽろ広域観光圏推進協議会規約

平成21年2月13日制定

第1章総則

(名称)

第1条 この協議会は、さっぽろ広域観光圏推進協議会(以下「協議会」という。)

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を北海道札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所庁舎内2F)に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携によって観光圏を形成し、その観光の魅力の増進により国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 観光圏整備計画に関する業務
- (2) 観光圏整備実施計画に関する業務
- (3) 観光圏整備事業費補助事業に関する業務
- (4) その他協議会が定める業務

第2章構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 構成員は、その氏名及び住所(構成員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届けなければならない。

(入会、退会)

第7条 協議会の入会及び退会は、協議会の承認を得るものとする。

第3章運営等

(協議会の運営)

第8条 協議会の役員として、会長1名、副会長7名及び監事2名を置く。

2 会長、副会長は、構成員である地方公共団体の長の中から選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 会長に事故がある場合は、副会長の中からあらかじめ会長が指名するものが、職務を代理する。
- 6 監事は、総会において構成員の中から選出する。構成員が団体である場合には、団体の代表者とする。
- 7 協議会の事務局は、札幌市観光文化局観光部観光企画課において処理する。

(顧問)

第9条 協議会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は協議会の運営に対して、助言を行う。
- 3 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事会)

第10条 会長は、業務その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第5条に定める構成員、その他会長が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて、事務局が召集する。

(作業部会)

第11条 会長は幹事会の承認を得て、その目的達成に必要な事項を調査研究し、実施に向けた調整をするために必要な作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、第5条に定める構成員、その他会長が必要と認めた者を委員とすることができる。
- 3 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 作業部会は、必要に応じて、事務局が召集する。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の招集は会長が行い、会長が議長となる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会は、次の事項を審議実行する。

(1) 規約の改廃に関する事項

(2) 会員の新規参画に関する事項

(3) 業務計画及び業務報告に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) 顧問の選任に関する事項

(6) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(総会の議決方法等)

第 13 条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

3 第 1 項及び第 2 項において、委任状を提出した者は出席者とみなすこととする。

(協議結果の取扱い)

第 14 条 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 5 章 業務計画

(業務計画)

第 16 条 協議会の業務計画は、会長が作成し、業務開始前に総会の議決を得なければならない。

2 前項の業務計画を変更しようとする場合についても、同様とする。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 17 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資金)

第 18 条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国土交通省の補助金 (観光圏整備事業費補助金)

(2) 国及び地方公共団体からの補助金、交付金、負担金等

(3) その他の収入

(資金の取扱い)

第 19 条 協議会の資金の取扱方法は、別途会長が定める会計処理規程による。

(事務経費支弁の方法等)

第 20 条 協議会の事務に要する経費は、第 18 条の資金をもって充てる。

(収支予算)

第21条 協議会の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

第7章 代表者

(代表者)

第22条 総会の決定に基づき観光圏整備費補助事業の業務を執行するために代表者を置く。

2 協議会の代表者は、次に掲げるものとし、観光圏整備事業費補助事業の代表者とする。
社団法人札幌観光協会

3 協議会の代表者は、補助事業にかかる第18条の資金の受入、契約及び支出等の事務を行うものとする。

(監査等)

第23条 事務局は、毎事業年度終了後、観光圏整備事業費補助事業の代表者に対し、当該補助事業に関する監査を実施しなければならない。

2 事務局は、監査終了後において、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第8章 雑則

(細則)

第24条 観光圏整備事業費補助金交付要綱その他この規約に定めるものの他、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年2月13日から施行する。